大阪府立支援学校医療的ケア実施要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支援教育課

（趣旨）

第１条　この要綱は、関係法令に基づき、府立支援学校において、児童生徒等の健康維持を図り、学校教育を安全かつ円滑に行うため、医師の指導下で、児童生徒等本人や保護者等が行っている医行為の一部を、学校（訪問指導時を除く）においても行う医行為（以下「医療的ケア」という。）を実施するにあたり、基本的な方針を定める。

ここでいう関係法令とは、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和６２年法律第３０号）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和６２年政令第４０２号）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和６２年厚生省令第４９号）、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成２３年法律第７２号）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成２３年厚生労働省令第１２６号）をさす。

（医療との連携）

第２条　大阪府教育庁は、府立支援学校に在籍する児童生徒等の医療的ケアに関し、必要の都度、医療関係機関から指導助言を受ける。

（登録喀痰吸引等事業所（登録特定行為事業所））

第３条　医師の指導下で、看護師との連携により、教員等が医療的ケアを実施する学校を別表１に定める。

２　別表に定める学校の校長は、大阪府喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱（以下、「大阪府喀痰吸引等実施要綱」という。）に基づき、登録喀痰吸引等事業所（登録特定行為事業所）として府知事の登録を受けるものとする。

（研修登録機関）

第４条　大阪府喀痰吸引等実施要綱に基づき、大阪府教育委員会教育長は、登録研修機関（支援教育課を事務担当課とする。）として府知事の登録を受け、府立支援学校の教員等に対し、喀痰吸引等研修（第三号研修）を実施するものとする。

２　大阪府教育委員会教育長は、喀痰吸引等研修（第三号研修）を修了した者に対し、「修了証」を交付する。

（認定特定行為業務従事者認定証）

第５条　特定の児童生徒等に対し医療的ケアを実施する場合は、第４条第２項の「修了証」を添付し、認定特定行為業務従事者（特定の者対象）認定証交付申請書をもって、知事に申請することにより、大阪府が認定特定行為業務従事者認定証を交付する。

（校内医療的ケア安全委員会）

第６条　医療的ケアを実施する学校は、医療的ケアを要する児童生徒等の受け入れ、教育活動下での医療的ケアを検討するため、学校医と看護師を含む「校内医療的ケア安全委員会」を設置する。

　　校内医療的ケア安全委員会で検討が必要な項目は、次のとおりとする。

　（１）医療的ケア実施にかかる基本方針に関すること

　（２）児童生徒等の実態把握の方法に関すること

　（３）個別のマニュアルに関すること

　（４）リスク管理に関すること

　（５）校内研修計画に関すること

　（６）手続きに関すること

（医療的ケアの実施者）

第７条　府立支援学校において医療的ケアを実施できる者は、次のとおりとする。

　（１）医師

　（２）看護師

　　　　医療的ケアが必要な支援学校には、必ず看護師を配置し、医師の指示に基づき、医療的ケアを行う。

　（３）教員等

　　　　医師の指示及び看護師の管理下において、医療的ケアの一部を行う。

　　　　ただし、教員等が行う医療的ケアは、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成２３年厚生労働省令第１２６号）に基づく認定特定行為業務従事者（特定の者対象）認定証を交付された者が、特定の児童生徒等に対して行う特定行為に限る。

（医療的ケアの実施条件）

第８条　保護者の依頼による医療的ケアの実施条件は、次のとおりとする。

　（１）主治医の指示があること

　　　　なお、新たに主治医の指示を受ける際には、大阪府教育庁が定めた別紙様式を用いること

　（２）医師又は看護師の管理下であること

　（３）保護者の同意があること

　（４）校医及び校長が、医療的ケアを適切に実施できる環境について、整備されていると判断していること

（特定行為）

第９条　認定特定行為業務従事者（特定の者対象）認定証を交付された教員等が実施できる医療的ケアは、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成２３年厚生労働省令第１２６号）に基づき、次のとおりとする。

　　なお、以下の行為以外の医療的ケアが必要な場合は、医師又は看護師が行う。

　（１）口腔内の喀痰吸引

　（２）鼻腔内の喀痰吸引

　（３）気管カニューレ内部の喀痰吸引

　（４）胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

　（５）経鼻経管栄養

（看護師の役割）

第１０条　看護師は、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒等の健康状態を把握し、医療的ケアを担当するとともに、指導看護師として、教員等に対して医療的ケアに関するあらゆる指導助言を行う。

　　その内容については、次のとおりとする。

（１）対象児童生徒等の対応に関すること

・主治医等（担当医、校医）の指示に基づく医療的ケアの実施

・医療的ケアに関わる記録、管理

・児童生徒等の健康状態の把握、健康管理、環境整備

・校外学習等への付き添い

（２）教員等への指導助言に関すること

　・現場演習及び実地研修の講師

・教員等の実施する医療的ケアへの助言、実技指導

・校内研修会における医療的ケアに関する指導助言

・個別及び校内医療的ケアマニュアルの策定

・校内会議や連絡調整会議等への出席

　（３）関係者との連携・協力に関すること

・保護者との連携・協力

・主治医訪問

（４）緊急時の対応に関すること

・医療的ケアにかかる緊急事態への対応

・校長等の要請に応じて、他の児童生徒等の緊急事態への対応

（養護教諭の役割）

第１１条　養護教諭は、学校保健組織体制の中で、児童生徒等の実態を把握し、学校内外の連携、救急体制の構築等コーディネーターとしての役割を担う。医療的ケアにおける役割は次のとおりとする。

　（１）基礎疾患や経過等の保健情報の把握に関すること

（２）医療的ケア一般についての必要性や衛生面についての指導やそれぞれの医療的ケアへの理解や自己管理等の指導等の保健指導に関すること

（３）緊急時対応や個別の緊急時対応マニュアルの作成等、救急処置及び救急体制の整備に関すること

（４）医療的ケアの実施に適した学校環境衛生に関すること

（５）医療的ケアに関する学校組織（校内医療的ケア安全委員会等）の企画運営に関すること

（６）医療的ケア対象の児童生徒等の感染症等対策に関すること

（７）医療的ケアに関連する器械や薬品、衛生材料の管理や校内組織等との連携等、保健室の運営に関すること

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

　この要綱は平成２５年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は平成２６年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は平成２８年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は令和２年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は令和４年４月１日から施行する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （別表） |  |  |
| **令和５年度　登録特定行為事業所** |
|  | **学　校　名** |  |
|  | 生野聴覚支援学校 | 光陽支援学校 |  |
|  | 堺聴覚支援学校 | 西淀川支援学校 |  |
|  | 中央聴覚支援学校 | 平野支援学校 |  |
|  | 堺支援学校 | 東住吉支援学校 |  |
|  | 茨木支援学校 | 八尾支援学校 |  |
|  | 東大阪支援学校 | 守口支援学校 |  |
|  | 岸和田支援学校 | 思斉支援学校 |  |
|  | 藤井寺支援学校 | 生野支援学校 |  |
|  | 交野支援学校 | 住之江支援学校 |  |
|  | 箕面支援学校 | 中津支援学校 |  |